

燕市ふるさと燕応援基金条例の一部改正について

燕市ふるさと燕応援基金条例（平成30年燕市条例第23号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 3 月 2 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市ふるさと燕応援基金条例の一部を改正する条例

燕市ふるさと燕応援基金条例(平成30年燕市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「を当該事業の財源に充てることを目的として」を「及び企業版ふるさと納税による寄附金(地域再生法(平成17年法律第24号)第13条の2に規定する寄附として受けた寄附金をいう。)を活用して次に掲げる施策を実施し、魅力あるまちづくりを推進するため」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定に基づく計画の達成に資する施策
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が魅力あるまちづくりを推進するものと認める施策

第6条第1項中「第1条に規定する事業」を「第1条各号に掲げる施策を実施するための事業」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。